

Q6-8 台湾の年次有給休暇について教えてください。

労働者には勤続年数に応じて以下表のように特別休暇(有給休暇)が与えられます(労働基準法第 38 条)。

勤続年数	休暇日数
6 か月以上 1 年未満	3 日
1 年以上 2 年未満	7 日
2 年以上 3 年未満	10 日
3 年以上 5 年未満	毎年 14 日
5 年以上 10 年未満	毎年 15 日
10 年以上 (*)	16 日～ 30 日

(\*) 10 年以上の勤続者には 1 年ごとに 1 日追加され、最高で 30 日となる。

有休休暇は、労使双方の協議によって定めた、入社日基準からの 1 年間、暦年度、会計年度のいずれかの期間内にその権利を行使することとなり(同 施行細則第 24 条第 2 項)、具体的な取得日時は労働者により決定されますが、雇用者の経営上の切迫性や、労働者個人の事情により労使で協議し調整することができます(労働基準法第 38 条第 2 項)。

年度終了時や契約終了時に未消化の有給休暇日数が残っている場合、雇用者は賃金として支給しなくてはなりませんが、労使双方の協議により次年度に繰り越すことも可能です。ただし、次年度の終了時や契約終了時に未消化の日数については、雇用者は賃金として支給しなくてはなりません(同第 38 条第 4 項)。